

## 宮城県育成経営体の選定及び公表事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。)に基づき、宮城県における育成経営体の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (選定の申請)

第2 育成経営体として選定を希望する林業経営体は、知事に様式第1号により関係書類を添えて申請するものとする。

### (選定)

第3 知事は、第2の申請があった場合、別紙に定める選定基準(以下「選定基準」という。)を満たしている林業経営体を、育成経営体として選定するものとする。

### (選定の実施)

第4 知事は、第2の申請があった場合、当該申請の内容が選定基準に適合すると認められたときは、様式第2号により選定する旨、また、適合しないと認められたときは様式第3号により、選定しない旨を申請者に通知するものとする。

### (公表)

第5 知事は、選定した育成経営体について、その名称、代表者名及び所在地を県ホームページに掲載するものとする。

### (基本情報の変更に関する届出)

第6 育成経営体は、以下に掲げる事項について変更があったときは、様式第4号により知事に届け出るものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者名
- (4) 連絡先

### (実施状況報告)

第7 選定された育成経営体は、毎年知事が定める日までに様式第5号により実施状況報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告により様式第1号の2の経営管理に関する情報に変更があった場合においては、知事は、選定基準に基づき審査する。

(選定の取消)

第8 知事は、第5の規定により公表した育成経営体が、次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。

- (1) 選定基準を満たさなくなつたと認められるとき
- (2) 個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認されたとき
- (3) 故意に申請書等に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、選定基準に適合したとき
- (4) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の選定の取消をしたときは、当該林業経営体に様式第6号により通知するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第9 この要領により選定を希望する林業経営体が知事に提出する書類の部数は各2部(そのうち1部は写しとする。)とし、当該林業経営体の事業所の所在地を所管する地方振興事務所を経由するものとする。また、県外に事務所を置く者については、県内で林業生産活動を行っている地域を所管する地方振興事務所を経由するものとする。

(選定の有効期間)

第10 選定の有効期間は、5年とする。

(林業経営体情報の登録及び公表)

第11 選定された育成経営体は、宮城県林業事業体に関する情報の登録・公表実施要領(平成24年12月5日施行)に基づく登録を受けたものとみなし、林業事業体名簿を公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月26日から施行する。
- 2 この要領の規定は、令和2年4月1日以後の公表について適用する。

別紙

選定基準

以下に掲げる基準を全て満たしている林業経営体を宮城県育成経営体として選定及び公表するものとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めるものとする。

(1) 生産量の増加又は生産性の向上に関する基準		
ア、イ、ウのいずれかに該当すること	ア 生産量及び生産性のどちらも現状において目標水準に達していない場合	生産量又は生産性のいずれかについて、5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上、現状から増加させる目標を有していること。
	イ 生産量及び生産性のどちらか一方が現状において目標水準に達している場合	目標水準に達していないもう一方の数値について、5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上、現状から増加させる目標を有するとともに、達している数値についても現状以上となる目標を有していること。
	ウ 生産量及び生産性の両方が現状において目標水準に達している場合	いずれの数値も現状以上となる目標を有していること。

目標水準

生産量 5,000 m<sup>3</sup>/年

生産性 主伐 10.0 m<sup>3</sup>/人日又は間伐 6.0 m<sup>3</sup>/人日

【参考】素材生産の生産量又は生産性の増加に関する要件における目標の設定について

	区分	現状	設定する目標値
生産量	素材生産	5,000 m <sup>3</sup> 以上	現状以上
		5,000 m <sup>3</sup> 未満	5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上
生産性	間伐	6.0 m <sup>3</sup> /人日以上	現状以上
		6.0 m <sup>3</sup> /人日未満	5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上
	主伐	10.0 m <sup>3</sup> /人日以上	現状以上
		10.0 m <sup>3</sup> /人日未満	5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上

(2) 生産管理又は流通合理化等に関する基準	
ア、イどちらかに該当するか今後取り組む意向を明らかにすること	ア 作業日報の作成・分析による進捗管理，生産工程の見直し，作業システムの改善等の適切な生産管理が行われていること。
	イ 製材工場等需要者との直接的な取引，木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷，森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する基準	
アからエのいずれかに該当すること又はアからエのいずれかについて今後取り組む意向を明らかにすること	ア 伐採から造林までの一貫作業システムの導入
	イ コンテナ苗の使用
	ウ 低密度植栽
	エ 下刈り方法の改善・省力化

(4) 主伐後の再造林の確保 <sup>※1</sup>	
ア、イ両方に該当すること又はア、イ両方について今後取り組む意向を明らかにすること。	ア 主伐から主伐後の再造林を一体的に実施する体制 <sup>※1</sup> を有すること。
	イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。

(5) 生産や造林・保育の実施体制	
ア、イいずれかに該当すること	ア 素材生産に関して1年以上の事業実績を有すること又は所属する作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。
	イ 造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること又は所属する作業職員の現場従事実績等が1年以上であること

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等 <sup>※2</sup>	
ア、イいずれか該当すること又は今後取り組む意向を明らかにすること	ア 独自の行動規範等の策定・遵守
	イ 所属する団体や都道府県等による行動規範等の遵守

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	
ア (ア) から (オ) の全てに該当すること又は今後ア (ア) から (オ) の全てに取り組む意向を明らかにすること	ア 雇用管理の改善
	(ア) 現場作業職員の常用化
	(イ) 現場作業職員の昇級, 昇格制度の整備
	(ウ) 計画的な研修受講・実施等の教育訓練の充実
	(エ) 経営能力の向上のための取り組み (経営者層向けセミナーの受講等)
	(オ) 社会・労働保険及び退職金共済制度等の加入促進等各種福利厚生 of 充実
イ (ア) から (エ) の全てに該当又は今後イ (ア) から (エ) の全てに取り組む意向を明らかにすること	イ 労働安全対策
	(ア) 労働災害防止研修の実施又は受講
	(イ) 防護具の着用の徹底
	(ウ) リスクアセスメントの実施
	(エ) 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・受講

(8) 事業の合理化	
アからウの全てに該当すること又はアからウの全てに取り組む意向を明らかにすること	ア 森林施業プランナーの確保, 育成
	イ 森林作業道作設オペレーター等効率的な作業システムの運用ができる人材の育成
	ウ 「緑の雇用」研修等キャリアに応じた人材育成

(9) コンプライアンスの確保	
アからエの全てに該当しないこと	ア 業務に関連して法令に違反し, 代表役員等や一般役員等が逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者
	イ 業務に関連して法令に違反し, 事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者
	ウ 国, 都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者
	エ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

※1 「一体的に実施する体制」とは, 主伐と再生林の両方を実施できる体制があることとする。ただし, 主伐と再生林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は, もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。「適切な更新」については, 市町村森林整備計画等を踏まえつつ, 林地生産力が比較的高い人工林において主伐を行う場合は再生林を基本とする。

※2「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐採の未然防止や環境に配慮した素材生産等適正な施業の実行を図る措置を盛り込むことが望ましい。また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。